

特定非営利活動法人 Happy リレーいろいろ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Happy リレーいろいろという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市東野町 511 番地の 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に水戸市を拠点とし、周辺地域住民と子ども達に対して、スケートボードスクールなどのスポーツスクール事業や障がい児の支援事業を行い、交流の広がりや心身の健康増進、相談・学ぶ場の保障と拡大により、選択的な教育の場を認める社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スケートパーク事業
- (2) 子育て支援事業
- (3) フードバンク事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
障害福祉サービス事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
特定相談支援事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

障害者等日中一時支援事業

- (9) 不登校の子どもの居場所の提供事業
- (10) フリースクール等の交流イベント等の事業
- (11) フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業
- (12) 上記に付随する一切の事

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- (3) 顧問 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする、その他顧問を置く

3 顧問は理事会の推薦に基づき理事長に任命される

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は、記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は、記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鴨 川 あ け み
副理事長	松 本 勝 久
理事	牛 丸 明 子
同	鴨 川 博 之

監事
同

有 川 賢 司
川 崎 善 久

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 31 年 9 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 30 年 9 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 10,000 円
 - (2) 賛助会員入会金 1,000 円

様式例（定款変更の日の属する事業年度）

令和7年度の事業計画書

令和7年 10月 1日から 令和8年 9月 30日まで

特定非営利活動法人 Happy リレーいろいろ

1 事業実施の方針

- ・以下の通り事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) スケート パーク事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(2) 子育て支 援事業	レンタルスペースの営業 親子スポーツジム おやこ café いろいろ	(A) 年中無休 (B) 千波公園 (C) 6人	(D) 県民 (E) 不特定多 数	2,400
(3) フードバ ンク事業	公園子ども食堂 イベント出店 宅食・宅配事業 環境保全活動の推進教育 フードパントリー	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 3人	(D) 県民 (E) 不特定多 数	16,250
(4) 児童福祉 法に基づく 障害児通所 支援事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-

(5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 1 人	(D) 県民 (E) 39 人	-
(6) 障害福祉サービス事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(7) 特定相談支援事業	計画相談支援 地域移行支援・地域定着支援 (一般相談支援) 基本相談支援	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 1 人	(D) 県民 (E) 39 人	210
(8) 障害者等日中一時支援事業	障害者・障害児・ 見守り支援・生活介護支援	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 3 人	(D) 県民 (E) 不特定多数	7,050
(9) 不登校の子どもの居場所の提供事業	フリースクール 環境保全活動の推進教育	(A) 年中無休 (B) 千波公園 (C) 6 人	(D) 県民 (E) 不特定多数	-
(10) フリースクール等の交流イベント等の事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(11) フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(12) 上記に付随する一切の事	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-

様式例（翌事業年度）

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 10 月 1 日から 令和 9 年 9 月 30 日まで

特定非営利活動法人 Happy リレーいろいろ

- 1 事業実施の方針
- ・以下の通り事業を実施する。

- 2 事業の実施に関する事項
- (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) スケート パーク 事 業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(2) 子育て支 援事業	レンタルスペースの営業 親子スポーツジム おやこ café いろいろ	(A) 年中無休 (B) 千波公園 (C) 6 人	(D) 県民 (E) 不特定多 数	2, 400
(3) フードバ ンク事業	公園子ども食堂 イベント出店 宅食・宅配事業 環境保全活動の推進教育 フードパントリー	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 3 人	(D) 県民 (E) 不特定多 数	16, 250
(4) 児童福祉 法に基づく 障害児通所 支援事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-

(5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 1 人	(D) 県民 (E) 39 人	-
(6) 障害福祉サービス事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(7) 特定相談支援事業	計画相談支援 地域移行支援・地域定着支援 (一般相談支援) 基本相談支援	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 1 人	(D) 県民 (E) 39 人	3,420
(8) 障害者等日中一時支援事業	障害者・障害児・ 見守り支援・生活介護支援	(A) 年中無休 (B) Happy リレー いろいろ (C) 3 人	(D) 県民 (E) 不特定多数	7,050
(9) 不登校の 子どもの居場所の提供事業	フリースクール 環境保全活動の推進教育	(A) 年中無休 (B) 千波公園 (C) 6 人	(D) 県民 (E) 不特定多数	-
(10) フリースクール等の交流イベント等の事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(11) フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-
(12) 上記に付随する一切の事	本事業年度は、実施予定なし。	本事業年度は、実施予定なし。	-	-

令和7年度 活動予算書
 令和7年 10月 1日から 令和8年 9月 30日まで
 特定非営利活動法人Happyリレーいろいろ

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益			
3. 受取助成金等 受取民間助成金			
4. 事業収益 子ども食堂	26,020,000		
5. その他収益 相談支援	0		
経常収益計	26,020,000		
II 経常費用			26,020,000
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 食材費他	7,100,000 18,600,000		
人件費計	25,700,000		
(2) 相談支援事業費 人件費・諸経費等	210,000		
相談支援事業費計	210,000		
事業費計			25,910,000
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	110,000		
その他経費計	110,000		
管理費計			110,000
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			

経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額	0		0
前期繰越正味財産額	-8,750,263		-8,750,263
次期繰越正味財産額	-8,750,263		-8,750,263

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

令和8年度 活動予算書
 令和8年 10月 1日から 令和9年 9月 30日まで
 特定非営利活動法人Happyリレーいろいろ

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益			
3. 受取助成金等 受取民間助成金			
4. 事業収益 子ども食堂	26,010,000		
5. その他収益 相談支援	3,500,000		
経常収益計			29,510,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 食材費他	7,100,000 18,600,000		
人件費計	25,700,000		
(2) 相談支援事業費 人件費・諸経費等	3,420,000		
相談支援事業費計	3,420,000		
事業費計			29,120,000
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	110,000		
その他経費計	110,000		
管理費計			110,000
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			

経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額	280,000		280,000
前期繰越正味財産額	-8,750,263		-8,750,263
次期繰越正味財産額	-8,470,263		-8,470,263

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。